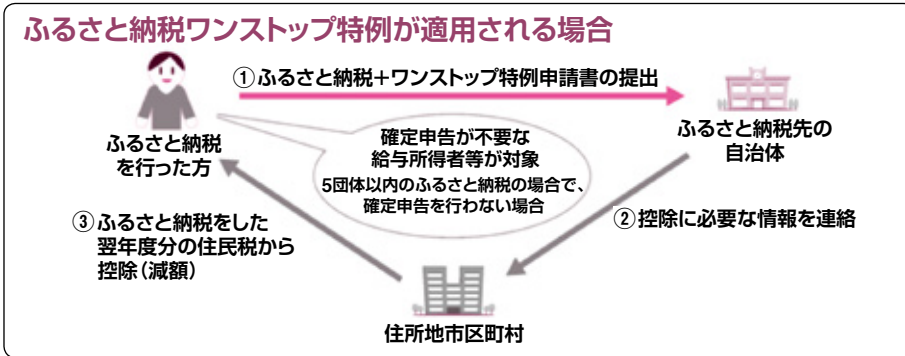
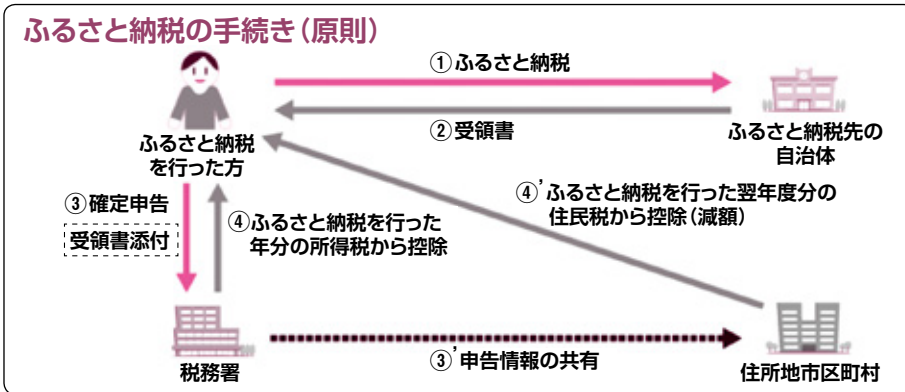


◆手続きのおおまかな流れ



◆ふるさと納税の手続きが簡素化されました
ふるさと納税をされた方が税金の控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がありますが、平成27年4月1日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、

ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。(ワンストップ特例制度の利用にはいくつかの要件があります。詳しくは市ホームページ等でご確認ください。)

問合先 財政課
☎35-3132

これまでいただいた寄附金の使いみち

メニュー① 高山祭と古い町並

ふるさと伝統応援

- 飛騨高山まちの博物館の整備
- 高山祭を伝統的な様式に復元するための例祭衣装整備
- 伝統的建造物耐震化マニュアルの作成、講習会の開催 ほか

メニュー② 緑豊かな農山村景観

ふるさと原風景応援

- 荘川桜公園の遊歩道整備
- 位山道や江戸街道の整備
- いのちの森(土地本来の森づくり) ほか



メニュー③ 飛騨牛と匠の技

ふるさとブランド応援

- 飛騨高山ブランドの振興(商品開発、PR用DVDの作成)
- 菊の飛騨黄金やエゴマなど地域特産物の生産拡大や高品質化
- 飛騨高山展の開催 ほか

メニュー④ 人情あふれる飛騨人のやさしさ

ふるさとふれあい応援

- 民間施設が行うバリアフリー改修への助成
- 外国人観光客へのおもてなしや国際化の促進(パンフレットなどの多言語化、人材育成)

- 東日本大震災被災地児童の受入などへの助成 ほか

メニュー⑤ みんな応援したい

ふるさとおまかせ応援

- 医療機関の非常勤医師の確保
- 特定不妊治療費の助成
- 新高山市合併10年記念事業の開催 ほか



ふるさと納税による税の控除

計算式

次の①+②+③=合計額が控除額となります

所得税の控除額

- ①(高山市に対する寄附金額-2,000円)×@%
- ※寄附金額は総所得金額等の40%を上限とします
- ※@は所得税率(復興特別所得税率を含む)です

住民税の控除額

- ②(高山市に対する寄附金額-2,000円)×10%
- ※寄附金額は総所得金額等の30%を上限とします
- ③(高山市に対する寄附金額-2,000円)×(90%-@%)
- ※③の額は個人住民税所得割額の20%を上限とします

例 東京在住の高山出身Aさんが高山市に10万円を寄附すると・・・

給与収入700万円、所得税率20.42%、住民税(所得割)額35万円の場合

所得税の控除額①	住民税の控除額②	住民税の控除額③	控除の対象外
20,000円	9,800円	68,200円	2,000円

← 控除は 98,000円です →

※ワンストップ特例適用の場合は①も住民税から控除します

● ご注意ください ●

ふるさと納税(寄附)の金額が同じでも、所得税率や住民税所得割額などによって控除される税額は異なります。

詳しい計算方法は、税務課にご相談ください。

問合先 税務課 ☎35-3626